

議案第 6 号

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

第4条各号を次のように改める。

(1) 市長 月額 1,250,000円

(2) 副市長 月額 990,000円

(3) 収入役 月額 830,000円

第5条中「100分の10」を「100分の12」に改める。

第6条第2項中「当該合計額の100分の20を乗じて得た額」を「当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額」に、「100分の212.5」を「100分の160」に、「100分の232.5」を「100分の175」に改める。

第7条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

第2条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第4条第3号を削る。

第7条第1項中「、収入役については100分の34」を削る。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申及び意見に基づき市長、助役及び収入役の給料の額の改定並びに期末手当の額の算定方法の変更を行い、並びに地方自治法の一部改正に伴い所要の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。